

令和元年第2回京丹波町議会定例会（第4号）

令和元年 6月18日（火）

開議 午前 9時00分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 諸般の報告

第 3 報告第 1号 平成30年度京丹波町繰越明許費繰越計算書

第 4 報告第 2号 平成30年度京丹波町水道事業会計予算繰越計算書

第 5 同意第 3号 固定資産評価員の選任について

第 6 議案第47号 京丹波町投票管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

第 7 議案第48号 京丹波町税条例等の一部を改正する条例の制定について

第 8 議案第49号 京丹波町三ノ宮財産区財産管理条例の一部を改正する条例の制定
について

第 9 議案第50号 京都地方税機構規約の変更について

第10 議案第51号 平成31年度 グリーンランドみずほホッケーグラウンド夜間照
明設備新設工事請負契約について

第11 発委第 2号 京丹波町議会基本条例の制定について

第12 閉会中の継続調査について

第13 議員派遣の件

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（16名）

1番 岩 田 恵 一 君

2番 野 口 正 利 君

3番 坂 本 美智代 君

4番 東 まさ子 君

5番 村 山 良 夫 君

6 番	谷 山 眞智子 君
7 番	西 山 芳 明 君
8 番	隅 山 卓 夫 君
9 番	森 田 幸 子 君
1 0 番	山 田 均 君
1 1 番	山 下 靖 夫 君
1 2 番	谷 口 勝 已 君
1 3 番	北 尾 潤 君
1 4 番	梅 原 好 範 君
1 5 番	鈴 木 利 明 君
1 6 番	篠 塚 信太郎 君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（20名）

町 長	太 田 昇 君
副 町 長	谷 俊 明 君
参 事	中 尾 達 也 君
参 事	山 田 洋 之 君
企 画 財 政 課 長	松 山 征 義 君
総 務 課 長	長 澤 誠 君
税 務 課 長	豊 嶋 浩 史 君
住 民 課 長	久 木 寿 一 君
保 健 福 祉 課 長	大 西 義 弘 君
こども未来課長	木 南 哲 也 君
医 療 政 策 課 長	中 川 豊 君
農 林 振 興 課 長	山 森 英 二 君
にぎわい創生課長	栗 林 英 治 君
土 木 建 築 課 長	山 内 和 浩 君
上 下 水 道 課 長	十 倉 隆 英 君
会 計 管 理 者	野 村 雅 浩 君

瑞穂支所長	山内善博君
和知支所長	藤井雅文君
教 育 長	樹山静雄君
教 育 次 長	堂本光浩君

6 出席事務局職員（2名）

議会事務局長	藤田正則
書 記	山口知哉

開議 午前 9時00分

○議長（篠塚信太郎君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、令和元年第2回京丹波町議会定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、10番議員・山田 均議員、11番議員・山下靖夫君を指名します。

《日程第2、諸般の報告》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本会期中において、各常任委員会が開催され、提出議案の審査や所管事業について協議されました。

6月14日に議会運営委員会が開催され、本定例会最終日の運営等について協議されました。

本日の本会議に、京丹波町ケーブルテレビの撮影・収録を許可したので報告します。

本会議終了後、この場において、全員協議会を開催します。議員の皆様には大変ご苦労さまでございますが、引き続きよろしくお願ひします。

以上で、諸般の報告を終わります。

《日程第3、報告第1号 平成30年度京丹波町繰越明許費繰越計算書～日程第4、報告第2号 平成30年度京丹波町水道事業会計予算繰越計算書》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第3、報告第1号 平成30年度京丹波町繰越明許費繰越計算書から日程第4、報告第2号 平成30年度京丹波町水道事業会計予算繰越計算書までを一括議題とします。

町長の報告を求めます。

太田町長。

○町長（太田 昇君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

今期定例会も本日で最終日を迎えさせていただくことになりました。

議員各位には、連日熱心にご審議をいただいておりますことに厚く御礼を申し上げます。

それでは、報告第1号 平成30年度京丹波町繰越明許費繰越計算書について説明させていただきます。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の議会に報告しなければならないとされているところであります。

今回報告いたしますのは、繰越明許費として第1回京丹波町議会定例会で議決をいただきました、一般会計で一般管理経費のほか17件、下水道事業特別会計で農業集落排水施設整備事業1件の翌年度繰越額の総額12億7,465万8,000円であります。

これらに充当します財源は、国府支出金5億2,693万7,000円、地方債4億7,760万円、その他特定財源として災害復旧事業に係る事業分担金など139万7,000円、一般財源2億6,872万4,000円であります。

続きまして、報告第2号 平成30年度京丹波町水道事業会計予算繰越計算書について説明させていただきます。

地方公営企業法第26条第3項の規定により、翌事業年度に予算を繰り越した場合、議会に報告しなければならないとされているところです。

今回報告いたしますのは、水道事業会計において、翌年度に繰り越す額として、高岡地区（第1工区）管路更新工事ほか3件の7,709万円であります。

これに充当します財源は、府補助金1,075万5,000円、企業債4,790万円、町出資金1,580万円、当年度損益勘定留保資金263万5,000円であります。

以上、報告第1号並びに報告第2号の説明といたします。

○議長（篠塚信太郎君） 以上で報告を終わります。

《日程第5、同意第3号 固定資産評価員の選任について》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第5、同意第3号 固定資産評価員の選任についてを議題とします。

これより質疑を行います。

東君。

○4番（東まさ子君） 今回、固定資産評価員の選任ということで、谷副町長ということあります。それはそれとして、今回、税機構の規約改定で、議案第50号ですけど、固定資産の償却資産を税機構へ事務を移すということになっておりますが、この評価員というのは、

税機構へそういう仕事が行ってしまっても影響ないのか。同じような仕事ができるのか、お聞きをしておきたいと思います。

また、評価員は評価員ですけど、町の職員がいろいろ調査に赴いたりされるという、ちょっと正式な名前は忘れましたが、そういう仕事をされているわけでありましたが、税機構へこういう業務が行ってしまっても、同じように仕事をされるのかどうか、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 豊嶋税務課長。

○税務課長（豊嶋浩史君） 固定資産評価員の仕事なんですけれども、こちらのほうは各市町村長が価格を決定する必要があるという固定資産に関しまして、その補助をするという仕事为主なものでございまして、固定資産評価員はこちらの市町村長のほうに全ておりまして、その補助をするということで、固定資産評価補助員というものがございまして。こちらにつきましては、評価をする補助をする者でありまして、そちらのほうに関しまして税機構のほうで補助をしていただくと。それプラス町のほうの職員で評価員の補助員をするという形になりますので、全てこちらを集約しまして最終的に評価をしていただくというのが評価員の仕事でございまして、そちらの補助をしていただくというような仕事でございまして、課税権につきましては町になりますので、こちらのほうで評価をするという形になりますので、特に問題はございません。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） ちょっとわからないので聞きますが、そしたら、いろいろと調査された中身を税機構のほうへいろんな資料を渡して、税機構が仕事するということになるんですか。補助員が調査された中身などを税機構へ送って、それをもとに実務をされるということになるんですか。

○議長（篠塚信太郎君） 豊嶋税務課長。

○税務課長（豊嶋浩史君） 今こちらのほうにあるデータにつきましては、税機構のほうに情報連携しまして、同じように評価をすると。補助員によって評価をするという形になりますけれども、新たに評価補助員によりまして新規の償却資産の捕捉をしまして、新たにそちらのほうに埋め込んでいって、そちらのほうでデータを作成して、こちらのほうに評価のデータをいただくと。そのいただいたデータを精査しまして、こちらのほうで課税をしていくという形になりますので、特に問題はございません。

○議長（篠塚信太郎君） これをもって質疑を終わります。

討論を省略します。

これより、同意第３号を採決します。

この表決は起立により行います。

同意第３号 固定資産評価員の選任について、同意することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長（篠塚信太郎君） 起立全員であります。

よって、同意第３号は、原案のとおり同意されました。

《日程第６、議案第４７号 京丹波町投票管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第６、議案第４７号 京丹波町投票管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

坂本君。

○３番（坂本美智代君） １点お伺いしたいんですけど、今回、投票管理者、また、立会人等の報酬額が１００円から２００円上がるということで、この表を見せていただきましたが、投票立会人は２００円で同じように立会人であっても期日前選挙立会人等は１００円となっております。管理者は２００円と一律であります。この１００円と２００円との差というものはどういったことで計算がされているのかどうか、わかりましたらお願いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） ただいまのご質問でございますが、総務大臣からの通知がございまして、それによりますと、改正の理由でございますが、最近におけます物価の変動でありますとか、また、選挙等の執行状況等を考慮しというような文言で明記されているにとどまっております。

したがって、この金額の２００円なり１００円の差でございますが、そちらにつきましては、私ども詳細については把握してない状況でございます。

ただの推測になるかもしれませんが、対象の有権者の拡大でありますとか、それに伴いまして開票時間等の増加による影響もありますし、開票時間等延長されてきたというような経過もございまして、そういった諸々の条件を勘案されまして、こういった金額に設定されたと理解しているところでございます。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより、議案第４７号を採決します。

議案第４７号 京丹波町投票管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（篠塚信太郎君） 挙手全員であります。

よって、議案第４７号は、原案のとおり可決されました。

《日程第７、議案第４８号 京丹波町税条例等の一部を改正する条例の制定について》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第７、議案第４８号 京丹波町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○１０番（山田 均君） 今回提案になっております税条例の改正に伴う件でございますけども、資料をつけていただいておりますけども、資料１の②の中にあります軽自動車税の種別割についてというところに、現行制度のグリーン化特例の経過措置は２年延長しますということになっておりまして、延長前、平成２９年４月１日から平成３１年３月３１日の間に購入された場合ということと延長後ということで、平成３１年４月１日から令和３年３月３１日となっておるんですけども、今の時点より先のことは自動車の取得というのはわかりませんが、延長前の平成２９年４月１日から平成３１年３月３１日までに購入された場合ということになっておるんですけど、これに該当する車の台数というのはわかっておるのかどうか、１点お尋ねしておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 豊嶋税務課長。

○税務課長（豊嶋浩史君） すみません。本日、その資料を持ち合わせておりません。申しわけございません。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） もう1点ちょっとお尋ねしておきたいんですけども、今回、軽自動車税の関係も含めてですけども、環境性能割というので、いわゆる税率を下げるといいますかそういうことになっておるわけなんですけども、外国なんかでは、古いといいますか年式の古い長く乗ればその自動車の値打ちといいますかそういうことが大事にされるといいますし、税も軽減というふうなことも聞くわけでございますが、今回、日本の場合については、古い車は排気ガスの関係もありますが、税が増えるという仕組みになっておるんですけども、我々庶民にとっては、やっぱり長いこと乗って車を大事にしていくというのも、1つ非常に経済的にも大事だと思うんですけども、こういう形で燃料の使用の少ない車、そして、環境性能割というのがされるということは、結局は自動車の買い替えというかそういうものにすれば有利ですよということになるわけなんですけども、その辺については、税を課税する側からすれば、何ら問題はないというように思うんですけども、実際我々からすれば、促進といいますか買い替えをせえよと言われておるような感じに受けとめるんですけども、その辺はどういうような見解を持っておられるのか、伺っておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 豊嶋税務課長。

○税務課長（豊嶋浩史君） こちらのほうにつきましては、国の環境対策等がございまして、環境のインセンティブの機能を高めるという気持ちを皆さんに持っていただきたいということとを高める形を税のほうで現しているというような状況でございまして、このような環境性能割というものが入ってございます。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 定例会の提出議案ということで5月31日付でもらったやつですけど、その中に税条例の一部改正する条例の制定についてということで、子どもの貧困対応ということで未婚のひとり親家庭にも所得控除の拡充や非課税対応の税制上の配慮が受けられるようになるということではありますが、これはこれまでどのような対応がされてきた中で今回のこの改正によってどういうふうになるのか。また、どのようなひとり親家庭の方が該当するのか。要件というか。

それと、非課税措置の適用がされるということで、どういう内容のものが負担軽減されるのか。また、周知徹底についてお聞きをしておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 豊嶋税務課長。

○税務課長（豊嶋浩史君） まず、1つ目のご質問でございます。

どういう経過があったかというようなことだったかと思うんですけども、こちらにつきましては、現行の税制上の配慮としましては、寡婦控除という制度がございます。これは、夫や妻との死別、離婚した後に婚姻していない、夫や妻の生死が明らかでないという家庭の生計を支えていかなければならない者に対するものとなっております、この中には、経済的に苦しい状況同じである未婚のひとり親が対象とされておりました。このことについて平成31年度の税制改正で検討されまして、未婚のひとり親でも子育て、家事と就業を1人で担わなければなりません、所得を稼得する能力も若干低く、経済的に厳しい状況に置かれているということで、これはひとり親になった原因が未婚の場合でも、死別、離婚、生死が不明の場合であっても変わらないとされております。これによりまして、寡婦控除の対象者と同様の状況にある単身児童扶養者まで拡大するということになっております。

結果、所得控除の中の人的控除の中に単身児童扶養者というものが入ってくるということになっております。

単身児童扶養者というものなんですけれども、児童扶養手当の支給を受けている父母のうち婚姻をしていない者、または配偶者の生死が明らかにならない者という方が単身児童扶養者という形になっております。

どういう内容かといいますと、先ほども言わせていただきましたけれども、所得控除の中の人的控除に入るというのと。あと、非課税の対象にもなってきます。こちらのほうにつきましては、単身児童扶養者も前年の合計所得金額が135万円を超えない方につきまして非課税という形になってまいります。

以上でございます。

(東議員の発言あり)

○議長(篠塚信太郎君) 豊嶋税務課長。

○税務課長(豊嶋浩史君) 失礼しました。

周知方法なんですけれども、広報等で周知をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長(篠塚信太郎君) 東君。

○4番(東まさ子君) そしたら、この制度に該当しようと思ったら、児童扶養手当をもらっていないといけないということになるんですか。確認させていただきます。

○議長(篠塚信太郎君) 豊嶋税務課長。

○税務課長(豊嶋浩史君) 今言われましたとおりに、児童扶養手当をもらっている方という形になっております。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 坂本君。

○3番（坂本美智代君） 先ほども質問あったんですけど、ちょっとお聞きしたい。

資料1の②なんですけれども、種別割の税率の中で、重課税率が下の表で上がっております。これは、上の標準課税率の軽自動車の部分の金額が初回登録月から14年経過した車両が3輪で4,600円と書いてある金額は、この上の3,900円からアップする金額と理解してよろしいでしょうか。

○議長（篠塚信太郎君） 豊嶋税務課長。

○税務課長（豊嶋浩史君） お察しのとおり、そのとおりでございます。

○議長（篠塚信太郎君） これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

坂本君。

○3番（坂本美智代君） ただいま提案されております議案第48号 京丹波町税条例等の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論をいたします。

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、改正を行うものでありますが、消費税増税を前提とした改正であります。今回の改正の中には、年末調整の際の申告手続の簡素化と子どもの貧困対応として未婚のひとり親世帯にも個人住民税の非課税措置が適用されるなど必要な措置も一部含まれているものの、令和元年10月からの消費税増税対策としてほとんどが車体課税の大幅な見直しであります。令和元年9月30日に自動車購入時に課税をされる自動車取得税が廃止され、それにかわって10月1日から環境性能割を導入し、新車・中古車に関係なく自動車を購入時に適応され、税率を引き下げるというものであります。

また、令和元年10月1日から令和2年9月30日の間、期間を限定にし、購入した自家用車について臨時的軽減として環境性能割の税率を1%分軽減、その反面、初回登録から14年経過した車両等の種別割の税率を見直すなど、まさに自動車産業界の要請に応え消費税増税による需要の反動減に対応する措置であることを指摘いたしまして、反対といたします。

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより、議案第48号を採決します。

議案第48号 京丹波町税条例等の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決

することに賛成の方は挙手願います。

(多数 挙手)

○議長（篠塚信太郎君） 挙手多数であります。

よって、議案第４８号は、原案のとおり可決されました。

《日程第８、議案第４９号 京丹波町三ノ宮財産区財産管理条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第８、議案第４９号 京丹波町三ノ宮財産区財産管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

岩田君。

○１番（岩田恵一君） ちょっとお聞きをいたしておきます。

瑞穂地区ほか３地区の財産区があるんですけども、それらを含めましての使用料の状況についてお伺いをいたします。

また、丹波地区でも財産区があるんですけども、貸し付けに違いがあるのかどうかわかりませんが、ちょっと分かっておればお聞きをしておきたいというふうに思ってますし、それから、瑞穂地区の財産区の関係４つあるんですけども、これらの４つにつきまして連絡会とか、連絡協議会とか、そういうようなものがあれば教えていただきたいのと。

それから、今回の三ノ宮に関わりまして、ほかの財産区につきましても、大変、貸付地以外での収入がないということで、強いては、貸付を受けている区については、財産区からお貸しいただいている山林についても利益が上がらないということで、大変苦勞をされているのではないかというふうに思うんですけども、今回を契機に統一を図るというような動きはないのかどうかについてお伺いをいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 山内瑞穂支所長。

○瑞穂支所長（山内善博君） 瑞穂地区４つの財産区の貸付料につきましてでございますが、桧山財産区につきましては、貸付については使用料条例未整備でございます。つきまして、各地区に貸付しておる土地につきましては、使用料の徴収はございません。梅田財産区におきましては、１ヘクタールにつき９００円。三ノ宮財産区については、今回、条例の提案をしておりますが、現行は第２種財産１ヘクタールにつき２，０００円。質美財産区につきましては、１ヘクタールにつき２，５００円でございます。

瑞穂地区の財産区管理会、連携する協議会等はあるのかというご質問でございますが、そ

のような組織そのものについては存在はしておりませんが、
管理会の会長、それから財産区の事務取扱につきましては職員が当たっておりますので、職員につきましては、毎年、年度の監査につきまして監査委員からご指摘を受けることもございますので、統一をできることにつきましては、できるだけ統一に向かって調整をしているところです。近々では、平成21年度ぐらいに一堂の財産区の状況について管理会の会長、それから事務取扱が集まって協議をしたということを記録として残っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 丹波地区、須知財産区なり高原財産区でございますが、区でありますとか、また携帯電話の鉄塔でありますとか、個別にそれぞれ契約に基づくものでございまして、今回のようなケースは丹波地区にはございません。

○議長（篠塚信太郎君） 山内瑞穂支所長。

○瑞穂支所長（山内善博君） すみません。答弁漏れがございました。

財産区の土地貸付料の統一については、現在のところそれぞれの財産区のほうで調整のほうはなされていないところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより、議案第49号を採決します。

議案第49号 京丹波町三ノ宮財産区財産管理条例の一部を改正する条例の制定について、
原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（篠塚信太郎君） 挙手全員であります。

よって、議案第49号は、原案のとおり可決されました。

《日程第9、議案第50号 京都地方税機構規約の変更について》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第9、議案第50号 京都地方税機構規約の変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。

谷山君。

○6番（谷山眞智子君） 固定資産の中に償却資産に限ると書かれておりますが、この償却資産というのはどういうものかちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 豊嶋税務課長。

○税務課長（豊嶋浩史君） 償却資産でございますけれども、事業をされておられる方がございまして、そちらのほうで使われている機械とか、固定資産の家屋とかにかからないようなビニールハウスとか、あと製造に使う機械、以上その他諸々の附属する機械とかそういうものが全て償却資産ということで申告をしていただかなくてはならないという形になっております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 谷山君。

○6番（谷山眞智子君） もう1つ、その中で太陽光パネルを使つての発電をされているところ、売電のほうと思います。広く見ていただいたら農地を太陽光発電にされてるところが多いんですけれども、そういう太陽光のところは入るんですかね。

○議長（篠塚信太郎君） 豊嶋税務課長。

○税務課長（豊嶋浩史君） 売電されている大きい事業につきましては、太陽光発電につきましても、償却資産の中に入ってくるということで、申請して課税させていただいてというのが現状でございます。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） いただいている資料2ですけど、資料2の5の共同化システムの構築及び経費ということで数字が上がっております。平成31年度、平成32年度。そして、裏面の運用経費も上がっておりますが、本町はどのぐらいの負担になるのか。まず、システムというか、町のシステム改修というか、そういうことは必要になってくるのかということをお聞きいたしますのと。

それから、この条例の新旧対照表の3ページの別表17条関係ですが、その4のところに市町村の負担金ということで4つ上がっております。裏面にも市町村の負担金ということで基本負担金というのが上がっておりますが、これは大体どのぐらいになるのかお聞きをし

ておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 豊嶋税務課長。

○税務課長（豊嶋浩史君） 失礼しました。

まず、システムに関してですが、京丹波町におけるシステムに関する負担金につきましては、初期の経費が要るということをまず書かせてもらってるんですけども、これが平成31年度に共同化システムの開発で83万2,000円。既存データの移行準備ということで、町のほうのシステムもちょっと改修しなければならないということで56万円。平成32年度にシステム改修と。これも市町村のシステム改修になるんですけども80万円。共同化システムの課税データの移行の準備委託ということで87万2,000円ということで、まず初期経費のほうで京丹波町のほうがこれだけ予算のほうで確保しなければならない負担金という形になっております。

あと、運用経費につきまして、平成32年度以降という形で必要になってくるものが、システム保守等に加えて191万3,000円。これ全て税機構のほうの試算でございまして、今後、若干の変更が出てくるかと思いますが、今のところの概算でございまして、

あと、別表4のところでございますけれども、運用経費の計算でございますので、これも平成32年度、全体額でシステム保守ということで400万円で、センター人件費等で4,590万円、外部委託業務経費ということで4,970万円という全体額が出るという形になってます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 私もちっとお尋ねしておきたいと思うんですけども、今ありました、例えば、今回、償却資産を税機構に事務の共同化ということで移行するということになると思うんですけども、太陽光発電の施設の場合、本町はガイドラインというのをつくっておるわけですけども、設置をする事業者がガイドラインに基づいて町のほうへ申請をすればそれに基づくとなるんですけども、業者によっては、別に届けないという業者もあろうかと思うんですけども、太陽光発電の設置されているところの確認ですね。パトロールもそういう質問もしておったわけでございますけども、結局、確認は市町村がして税機構にここに太陽光発電の施設があるということになるのか。施設の確認も税機構がするというものになるのか。その辺はどういうようになるのか。償却資産について、税機構に事務の共同化として移行するということについて、それに関わることでございますので、ちょっとお尋ねしておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 豊嶋税務課長。

○税務課長（豊嶋浩史君） 太陽光発電システムの確認という形の話だと思うんですけど、これにつきましては、当町におきまして、平成29年度、平成30年度と経産省のほうとか法人住民税の関係で調査しまして洗い出しをしております。そのデータも税機構に行きましますし、税機構のほうで調査を今後も経産省のほうに照会かけたり、法人住民税の申告の明細等を確認して情報収集の後に現地確認という形になっていきます。一応、共同化の形になりますので、うちの町のほうにも依頼等ございましたら一緒に確認に行くというようなことも今後あると思います。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） そうしますと、経産省へ届けをされておると。売電ということになると。その情報ということなのですが、それによって全て落ち度のないといえますか、そういう情報はきちっと町内税機構のほうに得られて、課税逃れといえますか、そういうことは絶対ないということになるのかどうか伺っておきたいと思うんです。知らん間に整理されていたというのは多聞にあるわけですので、その辺については公平公正という立場から言っても、きちっと事業者に対して償却資産としての課税がきちっとできるのかということになると思うんですけども、そういうことでしっかりつかめれば、町のガイドラインに基づいてちゃんと指導するということもあわせてやるべきだと思うんですけども、その点きちっとそういう内容が確認できるのかどうかというのを1点伺っておきたいということと。

それから、税機構が今回は償却資産の共同処理ということで提案されておるわけですが、滞納しますと税機構からの取立てというのをよく聞くんですけども、延滞金というのはつくんです。以前、14.5%というように聞いたと思うんですけども、現在もそういう利率なのかどうか。これについては、例えば利率であれば、今預貯金の利率が本当に低い中で14.5%であれば高利貸しより高い延滞金になると思うんですけども、こういう改善というのは当然すべきだと思うんですけども、やむを得ない事情で滞納されていた場合、もとの滞納額よりも延滞金のほうが増えるということも聞きます。こういうあり方というのはどうなのかということも思いますので、その辺についてもあわせて伺っておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 豊嶋税務課長。

○税務課長（豊嶋浩史君） まず、太陽光発電の捕捉についてしっかりできるのかということなんですけども、経産省のデータ、あと住民税の申告の明細書、一応全て確認しますので、捕捉はできるんですが、あくまでも償却資産は申告納税でございまして、納税義務者に申告

してくださいよという啓発をしていくと。あと、勧奨もするという形になってくるとは思うんですけども、こちらのほう税機構のほうでやるという形になっておりますので、できるだけ全てできる形になるように努力していただきたいと思います。以上です。

それと、滞納の延滞金の話なんですけども、税機構の方針等で全て決まっております、本税を納めていただくと延滞金というのは止まってしまいます。このあたりにつきましても、延滞金の考え方につきましても、その方針等いろいろございますので、そちらのほうで全て対応して滞納の徴収についても全てしていただいておりますので、今後、税機構のほうでもこちらのほうから話があったらいろいろな話を情報交換していきたいと思っております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 資料2の4の共同化による効果というところの（2）の③ですけど、ちょっとダブるかもわかりませんが、新規納税義務者の計画的な捕捉や実地調査の実施ということで上がっておりますが、これは税機構のほうにも町の評価委員とか評価補助員、先ほどありましたが、そういう方が税機構にも配置されるということになるのか。それとも、町の補助員とかそういう方が調査されたものについて税機構のほうへ移行するのかなというふうに思うんですが、そうであれば、税機構へ移行する意味がないのではないかなというふうに思うんですが、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 豊嶋税務課長。

○税務課長（豊嶋浩史君） 新規納税義務者の計画的な実地調査の実施という形になるんですけど、こちらのほうにつきましては、専門の委員が今度、償却資産申告センター、仮称でございますけど平成32年度中にできます。この中に構成市町村の中から6人派遣されまして、その6人がこちらのほうにあたっていくという形になっていきますので、当町の職員が行って一緒にするというようなことはございません。ただ、当町のほうと一緒にというような、近くの事業所でしたら一緒に行ってくださいというようなことがございましたら、こちらのほうも協力して一緒に行きたいと思っております。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 町長に見解を伺っておきたいと思うんですけども、今ありました地方税機構、町も代表がその機構の会議なんかに参加しておるわけでございますけども、今申し上げました延滞金が14.5%だと思うんですけども、今預貯金が0.01%という時代です。この延滞金についても、やはりもっと引き下げるべきだと私は思うんですけども、当

然、滞納するというのはそれぞれの事情があるわけでございますけども、どうしても生活困難で、当然滞納したという方もありますし、そういう場合に、非常に延滞金の利率が高いと。元金よりも延滞金が増えるということもあります。そういうことに対して問題提起をさせていただいて、やはり延滞金の利率を下げるような提案もすべきだと思うんですけども、ちょっと見解を伺っておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 地方税法の延滞金の根拠税法、上位法があるのかちょっと今確認できておりませんけども、やはり預貯金の金利とは比較するような類いのものではないということでありまして、懲罰的な意味も含めてそういう税率が設定をされておると。それから、日数計算ができるように365の倍数で7.3%なり14.6%が決められておるというふうに理解をしておるところでありまして、この税機構とはちょっと確認できてませんけども、違うところで決定されているのではないかと思いますけども、そういうものであるというふうに考えておるところであります。

○議長（篠塚信太郎君） これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

東君。

○4番（東まさ子君） それでは、ただいま提案されております議案第50号 京都地方税機構規約の変更について、反対の立場で討論を行います。

規約変更の提案理由として、京都地方税機構が処理する事務にこれまで法人関係税、あるいは自動車関係税に続いて、今回、新たに固定資産税償却資産に限るとされておりますけれども、に係る申告書等の受付等の事務を追加するとしております。これまで町が実施してきました償却資産の課税事務を税機構が実施するようになるということでありまして。しかし、課税権は市町村にあります。課税権の行使は課税事務が伴わなければ成り立たないものであります。また、そうしなければ課税の実態が住民からも自治体からも見えなくなり、課税の問題点がつかめなくなってしまう。課税権は、町長が納付書に町長の判を押したから課税権が担保されたということではありません。課税というのは、課税客体の把握や調査、課税についての説明をしっかりと行い納得して徴収、あるいは納税をしていくわけでありまして。そのプロセスを分断して、それは機構でやりますということで、税額決定は課税権があるから市町村がしたらよいということでは、共同化による効果として掲げております住民の利便性の向上になるのかが問われます。調査賦課決定は一体のものであります。納税者に親切

丁寧な説明を行うためにも一貫した業務が必要であります。今回の償却資産の課税事務の共同化は、税機構が今後とも進めようとしております課税実務の集約化をさらに加速させ、地方自治体を住民の暮らしに心を寄せ、親切丁寧な相談に応じる。こうした立場から税金を取り立てる行政へと変節をさせるものであることを指摘をいたしまして、反対討論といたします。

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより、議案第50号を採決します。

議案第50号 京都地方税機構規約の変更について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（篠塚信太郎君） 挙手多数であります。

よって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

《日程第10、議案第51号 平成31年度 グリーンランドみずほホッケーグラウンド夜間照明設備新設工事請負契約について》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第10、議案第51号 グリーンランドみずほホッケーグラウンド夜間照明設備新設工事請負契約についてを議題とします。

これより質疑を行います。

森田君。

○9番（森田幸子君） 2点ほどお伺いいたします。

委員会でも詳しく説明いただきましたが、1点は、これまで構想されてましたホストタウンの進捗状況をお伺いいたします。

それと、中学・高校のホッケー部員数、今はどのような状況になっているのか。また、高校においては、中学校は決まった地域からということになってますが、高校においての今後の部員数の獲得対策等、何か考えがありましたらお伺いいたします。

そして、この夜間照明設備工事が提案されているんですが、安易な構想ではないと思いますし、どのようなホッケーの町としてこれからやっていくか、構想がありましたらお聞きいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 堂本教育次長。

○教育次長（堂本光浩君） 3点ばかりご質問いただいたかなというふうに思っております。

まず、ホストタウンの進捗状況ということでございますけれども、現時点におきまして、事前合宿誘致には至っておらないという状況でございます。特に、府外の他市町村のかなり積極的な活動もございまして、かなり難しい状況にあるというのが実態のところであります。

それから、中高生の部員数ということでございましたけれども、申しわけございません。把握できておりません。

それから、夜間照明についての全体的な構想というか、今後の構想ということでありますけれども、1つは、ある意味、スポーツ観光の町ということで、これまで京都国体でありますとか、京都総体でありますとか、全国規模の大会をホッケーグラウンドにおいて開催をしておったところですが、今後、やはりこういった気候変動が激しい状況となっておりまして、夕方から夜間にかけての試合が必要になってくるということで、夜間照明を設置することによりまして、1つは全国規模の大会が今後も誘致ができるということ。

それから、夜間照明をすることによりまして、ちょうど京都府のほうでトレーニングセンターも開設をしておりますので、フィジカル的なトレーニングも含めての高校生あるいは大学生、社会人といった幅広い分野での合宿の誘致も図れるのではないかなというふうに考えております。そういった全国規模の大会、あるいは合宿誘致によりまして、ただスポーツだけのことでなく、観光的な面で町内の消費も喚起されるのではないかなということはず1つでございます。

それから、どうしても外に目を向けがちではございますけれども、町内でも、ある意味、今、SEA（スポーツ国際交流員）がニュージーランドから来ていただいておりますので、それで保育所から小学校、中学校とホッケーの競技の指導をいただいておりますけれども、それに関しましても、ホッケー競技だけではなくて、英語を親しく感じていただけるということでも好評いただいておりますので、これもホストタウン構想の1つではないかなというふうに思っております。

それから、ホッケーだけにとらわれず、夜間照明付人工芝グラウンドということをも町内で持つということの優位性をもって、例えば町のスポーツ推進員に広く町民の方に、グラウンドゴルフがかなりニュースポーツでも広まったように、新たな人工芝でもできるようなスポーツを研究、あるいは開発をしていただいて、普及振興も図っていただきたいなというふうに思っております。

それから、もう1つは、大きなこととしては、提案理由でも申し上げましたですけれども、

京都国体が昭和６３年に開かれたところですけども、それからもう３０年以上、ホッケー競技ずっと根づいてきてまいりまして、特に瑞穂小学校では、和知の和太鼓でありますとか、下山小学校の丹波八坂太鼓と同じような形で、ふるさとイコールホッケー競技というような捉え方をしていただいて、今年から小学校の授業の中でホッケーを取り入れていただくというようなことで、そういった子どもたちにとっても夢のある施設になっていくのではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○１０番（山田 均君） 入札結果表をつけていただいているんですけども、今回、１４の業者が入札に参加をされて、そのうち１２の業者が同率ということでくじをされたということなんですけども、この入札の条件付一般競争入札でございますので、その条件というのはどういう条件に基づいて入札業者を公募したのかどうか１点伺っておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） まず、京都府内に主たる営業所、または入札契約等の権限を委託された支店でありますとか、営業所等の営業拠点を有することとしております。

また、過去１０年以内に元請として国または地方公共団体を発注者とした１件以上の照明施設設備工事の施工実績を有することということにしております。

ただし、京丹波町に主たる営業所がある業者については、要件なしということでございます。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○１０番（山田 均君） 今回、京丹波町の業者としては、２業者が参加をされたということなんですけども、本店といいますか仕事を町内で店を構えてやっているところと支店というのがあるんですけども、今の説明では、京丹波町内に営業所があれば条件はないということなんですけども、この場合に、例えば支店というのを置いておけば、今ありましたように、入札参加できる業者ということになるということのかどうか。当然、一定の実績規模、それから経審の数字というのも必要かと思うんですけども、そういうことは京丹波町の業者に限っては必要なかったのかどうかということ。

それから、土木工事でありましたら、Ａ・Ｂ・Ｃとランクがありまして、その事業規模に応じて、Ａとか、Ｂとか、Ｃとかということになると思うんですけども、そういうような考え方というのは、今回のホッケーグラウンドの夜間照明については、特段そういうのはない

のかどうか。あと、専門的な部分も必要かと思うんですけども、併せて伺っておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 先ほども申しましたように、京都府内主たる営業所、また、入札契約等の権限を委託された支店営業所等の営業拠点を有することということでございまして、そういった業者につきましては、この施行の基準が適用されるということでございますし、土木工事業者のA・B・Cというようなランク、そういったものは今回は設定はしていないところでございます。先ほども申しましたような要件を満たした方が入札に参加されてくるというようなことになってくるものでございます。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 全体の基準というのは、条件というのは説明があったんですけども、町内の業者については条件がないということだったのでお尋ねしたんですが、町内業者の場合については、特段何もそういうような基準はないということからすれば、町内のどんな業者でも、またそういう支店をどこかに設けておれば入札参加できるということになるのかどうかということと。町内業者であっても、1億円近い工事でございますので、一定の基準を持って入札のそれが条件付きだと思うんですが、そういう考え方をしっかり持って当たるべきだと思うんですけども、その辺についてもう一度伺っておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） まず、電気工事の総合評定値というのがございまして、経審のほうに明記されておるわけでございますが、それが800点以上というような縛りがございしますので、ここで800点以上の業者がということで絞られてくることになってきます。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 私も二、三お聞きしておきたいと思います。

まず、1点目は、入札結果を見てますと、先ほどもちょっと話がありましたけども、入札の参加者が14社で、うち12社が同額で、加えて最低入札基準にも同額という、普通考えたら異常な状態なんですけども、このことについて事前にちょっとお聞きしたのは、そういう結果になるということなんですけども、ただ、入札のときに金額の内訳書を添付して思うんですが、内訳書そのものは14社それぞれ違うはずなんですけども、そこまで見られた上でこういう現象になってもやむを得ないというように理解されているのかどうか、1点お聞きしておきたいと思います。

それから、もう1点、入札の条件は、地元には若干有利なことがされているようですが、私は、公共事業が非常に減って地元企業の特に土木建設関係の業者の方は大変な状態にあると思います。そういう意味では、地元業者を育成するということから考えたら、入札の説明書、いわゆる仕様書の中に落札が同額の場合は地元業者を優先させるというような配慮はなかったのかどうか。この2点お聞きしておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 入札時の際に内訳書の提出を求めておりまして、もちろん全て内容をチェックしております。工種でありますとか横計算、縦計算、最終的な合計額、全ての内容をチェックして適正なものであったというふうに判断したところでございます。

また、先ほども条件等も申し上げたところでございますが、町内業者を優先的にというようなご質問でございました。今回そこまでの条件をしたというような状況ではなく、公平にくじにより落札者を選定させていただいたというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 内訳書を全部検討したということですけど、その内訳書の金額は同額になった12社それぞれ異なってますか。全く同額なのかどうかお聞きをしておきたいと思います。

それから、くじによる公平とおっしゃるんですが、入札資格は地元業者が優先されているわけだから、そこでは地元優先で必ずしも公平な姿勢ではないと思うんです。今一番考えていただかないといけないのは、地元業者の方は非常に建設業、土木も含めて大変な状態にあって、いつも言われてるんですけども、災害時の災害対策に重機等が常備できない。仕事がないからできないという状態になってましてね。やっぱり町もせつかく町が発注する工事ですから、もっとそういう全体のことを、ただ入札したらいいというだけではなしに考えてやらないと、地元業者も育成できないし、結果的にもしも幸い12社の中に、一部は支店ですけど、2社地元業者がおられますので、特に地元業者にしていだけましたら、工事に儲かった部分も全部京丹波町に還元されますので、そういう配慮もやっぱり必要だと思うんです。今回、今さらどないもなりませんけども、今後は、やはりそこまで深く考えてこの仕事の発注等をやっていただいて、できるだけ地元の企業が儲かり過ぎてるんだったら別ですけど、正直言って厳しい状態ですわ。そういう地元業者のことも十分配慮した行政をやっていただきたい。私はこう思うんですが、いかがなものですか。

○議長（篠塚信太郎君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 先ほどのご質問でちょっと抜けていたので追加で答弁させていただきますが、内訳書それぞれチェックしたということで申し上げたところでございます。それぞれ業者のほうで積算されておりまして、全部が一緒というようなことはありませんで、それぞれ適正な項目、金額を上げていただいて、最終的に工事価格が一緒だったというような内訳書でございます。

町内業者をとというようなことでございます。先ほども申し上げましたような800点以上云々という話もございまして、そういった業者の条件はありますが、町内業者も入札に参加していただくというようなことで一定の条件を定めさせていただきまして、できるだけ参加していただくというような形をとらせていただいたところでございます。

結果、落札者については、くじによるということで、今回、くじ引きということになったわけでございますが、現在のところご案内のとおり、そこまで町内業者に対して有利な優遇措置はとれていないわけでございますが、今の状況も、議員もおっしゃってくださってる状況も十分把握しておりますので、今後そういったところも調査研究してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 今回、夜間照明施設ということで、工期が令和2年2月28日となっておるんですけども。委員会でも出ておりましたけども、使用規定とか使用を始める時期、大体どのような時期を考えておるのかどうか、お尋ねしておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 堂本教育次長。

○教育次長（堂本光浩君） 使用にあたっての規定等ですけれども、基本的には指定管理者でありますグリーンランドみずほとも協議をしていかなければならないというふうに思っておるんですけれども、ナイターの照明に関しましては、4カ所を個別に照らすこともできますので、その辺のところ分割した使用料の定め方がありますとか、極力広く使っていただきたいということもありますので、町内、町外の方の料金の設定の仕方がありますとかその辺のところも含めましてグリーンランドみずほと事前に協議をさせていただきまして、早ければ12月、遅ければ3月の議会で審議いただけたらなというふうに思っております。基本的には、2月に完成ということでありますので、早ければ3月に、恐らくホッケーウィークフェスティバルというような初心者向けの事業も持っておりますので、早ければ3月中にそういった大会で夜間照明開きといいますかオープンができるかなというふうに思うんですけれども、それに関しましてはまだ未確定でありますけれども、早ければ3月、遅くとも4月にはオープンさせていただいて、それによって料金使用規定等も設定をさせていただきたいなという

ふうに考えております。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

梅原君。

○14番（梅原好範君） ただいま上程されております議案第51号 グリーンランドみずほホッケーグラウンド夜間照明設備新設工事請負契約について、本年度当初予算において認定された整備の必要性を再認識しながら本請負契約を適正であると判断し、私は賛成の立場で討論を行います。

本事業は、全国的にも数少ないオリンピック仕様ウォーターベース人工芝の導入に続き、夜間照明を設置することにより、より幅広くホッケー競技に触れられる機会をつくり出すことが目的とされており、本町が京丹波町ならではの特色あるまちづくりを継続して推し進めるものです。

今回の契約案件につきましては、認定した当初予算では、1億409万9,000円が工事費用として計上されておりましたが、適正な一般競争入札が執行された結果、12.7%を減じた額9,185万4,000円での契約がかない、経費の削減効果が含まれる内容として提案されております。今後、契約に基づき適切な整備工事が期間内に実行され、長年町内外で培われてきたホッケー競技がさらに醸成すること。そして、1人でも多くの方に施設を利用していただく機会を創出することが本町福祉の向上につながることを理由として申し上げまして、本議案に賛成しながら強く推進を求めて賛成討論といたします。

○議長（篠塚信太郎君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより、議案第51号を採決します。

議案第51号 平成31年度 グリーンランドみずほホッケーグラウンド夜間照明設備新設工事請負契約について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（篠塚信太郎君） 挙手全員であります。

よって、議案第５１号は、原案のとおり可決されました。

これより暫時休憩いたします。１０時３５分までとします。

休憩 午前１０時１８分

再開 午前１０時３５分

○議長（篠塚信太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

《日程第１１ 発委第２号 京丹波町議会基本条例の制定について》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第１１、発委第２号 京丹波町議会基本条例の制定についてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

岩田議会運営委員長。

○議会運営委員長（岩田恵一君） まず最初に、お詫びを申し上げたいというふうに思います。

基本条例の中の第９条の関係につきまして、去る６月１４日の議会運営委員会に取り上げてまして、後に確認をして皆さん方にご報告申し上げたいということでございました。これにつきまして、検討表の中に書いておりますとおり、変更前に戻すということでございましたので、若干、基本条例の中身、変更前に戻っておりません。今お手元に配付をいたしました第９条については、差し替えをお願いしたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

お詫びを申し上げます。

それでは、ただいま上程になりました発委第２号 京丹波町議会基本条例の制定についての提案説明を申し上げたいというふうに思います。

国の権限の集中から、地方公共団体に権限が大きく移譲される昨今、二元代表制を担う地方議会の役割は、年々大きくなっています。これに対応し、議会改革や議会活性化を積極的に進める議会が全国的にも増えてかつ広まっています。この議会改革の取り組みを継続・発展させることを目指して、議会の理念や改革の取り組み、慣例等のルールを議会基本条例として定めるものであります。

本町議会でも平成１９年から議会の改革・改善を進め、「一般質問の一問一答方式の取り入れ」、平成２０年には「議会議員政治倫理条例の制定」を。また、平成２５年１１月には「議会活性化特別委員会」を設置し、以降、「議会の申し合わせ事項の制定」、「ＣＡＴＶの一般質問放送時間延長」、「会議規則」、「傍聴規則」の様々な見直しを行い、議会活性化について検討を進めてまいりました。

そうした中で、「議会基本条例」の制定が全国的にも広まり、本町議会でも、議会活性化特別委員会が平成２９年での調査を終了し、そのあとを受けて、平成３０年より議会運営委員会で、議会基本条例の制定に向けて協議・検討を進めてまいり、議員皆様のご理解とご協力を得て今日に至ったところでございます。

今回、提案いたします議会基本条例は、前文から第１８条までの構成となり、前文では、「議会は住民福祉向上に寄与する義務。」、「議会は町民への説明責任を負う。」「開かれた議会を実現する義務。」そして、「信頼される議会をつくり町発展に寄与すること」の４点を主に謳い、本町議会の姿勢を示しています。

また、第１章では、総則を謳い、本条例の目的、議会の活動原則、議員の活動原則を述べています。中でも、第２条で町民から直接選挙された代表者であることを常に自覚し、「公正性・透明性・信頼性」を重視し、町民参加を不断に追求する「開かれた議会」を目指していくことを述べています。

第２章では、町民と議会の関係を述べ、開かれた議会にするためにも情報公開に積極的に取り組み透明性を高め、町民に対する説明責任を果たすことを述べています。

第３章では、町長等と議会及び議員の関係を述べ、町長等の関係に常に緊張感を保持することを述べています。また、議会の運営に当たり、第６条第２項で議員の質問または質疑に対して、本会議及び委員会で町長等に「反問権」の付与を謳っています。反問権の運用につきましては、お手元の資料として「運用の例」を配付しておりますので、ご参照ください。また、第６条第３項には、法で定めるものを除き、二代表制であることにより、町長等の指揮下にある審議会など、附属機関への委員として就任しないことを述べているものでございます。

第７条では、重要な政策等の決定結果を明らかにする説明資料の提供を求めることを述べています。また、第７条第３項では、町政の調査に必要な資料請求を行った場合、誠実に対応することを述べています。

第８条では、閉会中においても、一般質問同様の文書質問ができることを述べています。ただし、先ほどの第７条第３項の資料請求や第８条の文書質問において、今後詳細な取り決めや申し合わせを別途定める必要があります。これについては、今後、取り組んでまいります。

また、第１０条では、地方自治法第９６条第２項に規定している町政の重要な計画等について、議会に対して議決事項として、その提出を定めたものであります。

第１６条では、議員の政治倫理を述べ、第１６条第３項では、議員は補助金等交付団体の

代表に就任しないよう議員の自粛を述べています。

また、第 17 条では、本条例の位置付けとして、本条例は「議会の最高規範」とし、議会関係の他の条例等はこの基本条例の趣旨に反するものは制定してはならないことを述べています。

なお、附則についてですが、第 1 で公布の日からを施行とし、附則第 2 では、第 6 条第 3 項の審議会委員の就任については、本条例が施行されましたら、今後の各審議会委員の最初の改選時に執行機関で随時見直して施行していただくようにするものでございます。

約 1 年半にわたりまして慎重審議、熱心にご議論いただき、成案とすることができましたのも議会運営委員会各委員のおかげと感謝をしております。

また、各議員、各会派の皆さんからも貴重なご意見、ご指導を賜りましたことを深く感謝を申し上げたいというふうに思います。

さらには、今日まで取り組みを進めていただきました先輩議員の皆さん方にも敬意を表する次第でございます。本当にありがとうございました。

それでは、最後に表紙の提案文を読み上げまして、提案説明にかえさせていただきます。

発委第 2 号

令和元年 6 月 18 日

京丹波町議会議長 篠塚信太郎様

提出者 議会運営委員会委員長 岩田恵一

京丹波町議会基本条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第 109 条第 6 項及び第 7 項並びに議会規則第 14 条第 3 項の規定により提出します。

提案理由 国の権限集中から、地方公共団体への権限が移譲される中で、二元代表制を担う地方議会の役割が益々大きくなり、議会の理念や改革の取組み、慣例や普遍のルールを議会基本条例として定めるもの。

以上、条例の趣旨をご理解いただきまして、ご賛同くださいますよう、よろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

○議長（篠塚信太郎君） 以上、説明のとおりであります。

これより質疑を行います。

山田君。

○10 番（山田 均君） ただいま提案のありました京丹波町議会基本条例の制定について、提案になっております件についてお尋ねをしておきたいと思います。

この取り組みについて、平成30年3月23日にこの基本条例の制定に向けてという資料をいただいて、基本条例とはどういうものかとかいろいろ書いてある中で、基本条例の制定に向けてどのように取り組んでいくかということの中で、骨子を取りまとめた上で、全員協議会などで提案して十分な議論と合意を得て基本条例として制定を目指すとなっておりますが、委員長としては十分な議論、そして、全議員の合意ということでされた上で提案というように考えておられるのかどうか。私は、全会一致、全議員の合意、納得を得て提案をすべきと考えておるわけでございますけれども、その点についてまず伺っておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 岩田議会運営委員長。

○議会運営委員長（岩田恵一君） 再三、昨年3月から取り組みをいたしまして、私自身も全会一致が当然必要だということで、議会運営委員会でも終始熱心に委員のご意見も頂戴し、去る6月14日の議会運営委員会の中で、この1年半を振り返って進め方についてどうだったかという問い掛けもさせていただきました。本当に各議員、各会派、全議員の皆さん方のご意見等も頂戴し、それを議会運営委員会で持ち寄り、本当に終始熱心に検討も重ねてまいりました。

そうした中で、私は、最終的に6月14日にもお話をさせていただきましたように、集約がなされたものだというように確信をいたしたところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 議会運営委員会を中心に見ますと、9回開催をされてたということでございますが、報告の資料を見ますと、全員協議会は3回ということでございまして、私どもも会派として原案に対して意見も出させていただきました。やはり原案に対して意見を出したわけでございますから、その内容と違いについて協議をしたり、お互いが話し合ったりして合意と納得、そういうものが私は必要だと思うんですけども、この報告の資料を見ても、議運でやられておるわけでございますけれども、会派としてもあるわけでございますので、会派としてもいろいろ意見を出しておるわけでございますから会派との協議だとか、また、今期は新人の議員が全体の中の3割を占めておるわけでございますから、そういう議員とも話し合いをしたり協議をするということをして1つのものをつくり上げていくということが私は大事だと思うんですけども、その点についての考え方はどうなのか、伺っておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 岩田議会運営委員長。

○議会運営委員長（岩田恵一君） これまでの1つずつ進める中におきまして、各議員、もしくは各会派からの意見を求める機会は十分つくってきたつもりでございます。そして、その

出された意見については、こういうことでございますよというようなことでの回答、検討結果を付してお渡ししたつもりでございまして、先ほども申し上げましたように、6月14日に最終の議会運営委員会で発委として出すということの中で、議会運営委員会の委員からは何らそうした支障はなかったなということの賛同を得たので、今回に至ったところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 議会運営委員会のそれぞれの立場で参加されておりますので、会派代表の方は出てないと思うんですけども、やはり会派からも意見を出したわけですから、その会派に対して、意見に対してこうではないかという、文章ですよ。見解はこうですというようなそんな条案ではなしに、やっぱりお互い話し合いを持って協議をして合意できる内容から成文化していくということが私は基本だと思うんです。先ほどありましたように、申し合わせ事項のときでも、16回やりました。いろいろ会派の代表の方を含めて協議をして、積み上げてきて、合意できるものから文章化をするという形でしました。今回の場合は基本条例でございまして、この中にも最高規範ということを言われました。そういうものをつくるということになれば、やはり全議員が納得合意、そしてわかったということでこういう条例を制定するということは私は大事だと思いますし、考えてみれば、新人の議員、全議員の3割おられるわけでございますけども、平成19年から取り組んできたと言われますが、関わってる議員は当然そうかもしれませんが、やっぱり1期1期任期が切れて、また新しい議会が出発するわけでございますから、やはり今期を考えれば、実際、報告されている4月18日から6月14日までとしますと、1年2カ月余りでこの条例案をつくったということになります。やはりもっと時間をかけて、お互い議論をしながら合意を得て進めていくというのが私は基本だと思うんですけども、その辺についてもう一度改めて伺っておきたいと思っています。

○議長（篠塚信太郎君） 岩田議会運営委員長。

○議会運営委員長（岩田恵一君） 提案理由の説明の中でも申し上げたんですけど、この基本条例を制定していこうということについては、約7、8年前から取り組みをしております。山田議員もベテランでございます。また、会派のお三人方についても当時から在籍しておられましたし、みんなで勉強してきたつもりでございますし、改めてこの1年半でやってきたということではないと私は思ってるんです。7年、8年の積み重ねが今日に至ったと。私にしたら大変遅かったなということですけども、この1年4カ月ほどで集中してやらせていただいて、先ほども申し上げましたように、決して私は各議員の意見を粗末に扱ったというこ

とではございませんで、意見を求める機会は十分にさせていただいたつもりでございます。

まして、こんなことを申し上げるのも何なんですけど、全員協議会でお話をさせていただいて、11日までという約束で意見聴取を求めたにもかかわらず、12日になって出されたところもあるんです。本来なら、ルールを守らないところにこんなこと言われるかいなというふうに思ってたんですけど、やはりそれについても慎重に丁寧に検討を加えてお返しをしたつもりでございますし、何ら私そういった言われるようなことはないというふうに自負しておりますので、今回に至ったということでございます。

○議長（篠塚信太郎君） これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

山田君。

○10番（山田 均君） ただいま提案になっております発委第2号 京丹波町議会基本条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

今回提案されております基本条例の提案理由は、国の権限集中から地方公共団体への権限がますます大きくなり、議会の理念や改革の取り組み、慣例や普遍のルールを基本条例と定め、議会のルール化を条例として定めるとなっております。

私たち日本共産党議員団は、基本条例を制定することについて反対するものではありません。

しかし、提案されております議会基本条例について同意できません。議会基本条例は、全議員の合意と納得の上で制定することを何よりも大事にし、合意できたものを条例化するということが第一にすることです。

議会基本条例は、全議員が強く認識し、納得して議決されることが大事であること。条例案を十分に検討・審議しないで急いで多数決による決定は避けるべきであること。議会改革や議会基本条例の規定は全議員にかかわるものであり、全議員が積極的に参加・活動しない限りその効果も失せてしまう。全議員による議会意思の醸成・形成が必要である。そうでなければ、現実の全員参加の議会改革は難しいと言えると元全国市議会議長会事務局調査広報部長の加藤幸雄氏は議会基本条例の考え方の著書で指摘をされております。

また、前期ではありましたが、先進地として視察をした精華町議会でも全会一致、全議員、全会派での合意に大変努力をされておりました。それは、議員それぞれの立場や考え方の違いをお互い尊重し合う、認め合う、リスペクトすることを基本にされておりました。各議員は、議会基本条例に基づいて議員活動、議会活動を行うことになることから、各議員一人ひ

とりが内容を理解し実践すべきことから、各条例を項目ごとに議論し、納得の上で次に進めていく。合意できたものから条例化していく方法で議会基本条例は制定すべきものと考えます。

問題点の1つ目は、提案されている議会基本条例の検討状況が報告されておりますが、議会運営委員会での議論が9回、全員協議会での説明が2回となっております。その間に正副委員長での取りまとめや検討が3回となっております。各議員や各会派での取り組みは平成30年（2018年）1月29日付で議会基本条例案への意見や修正などを提出しました。そして、3月22日に議会運営委員会から基本条例案、条文解説案の説明を受けました。この基本条例案、条文解説案への意見等も全議員や各会派から4月15日までに提出をいたしました。私たち日本共産党議員団は、各条文の内容について検討をし意見を提出しました。しかし、さきに指摘したように、議会基本条例の制定に向けて意見を提出した私たち会派との協議や懇談など意見が違う内容についての協議の場は1回も持たれていません。確かに配付された資料で意見の違う内容については検討事項ほかとして記載されています。この方法は一見合理的に見えますが、意見を提出した議員や各会派の議会基本条例への各条文への考え方やあり方について意見を聞いたり、相違のある内容について協議し合い合意を図っていくことの必要性や議員個人個人の立場や違いをお互いに尊重するというリスペクトする立場が不十分であることを指摘するものであります。

問題点の2つ目は、議会基本条例の制定は十分に時間をとって議論や協議を重ね、合意を第一に進めることが議会基本条例を策定することの基本であると考えます。意見の違う内容があれば、各議員や各会派との協議など一致点での合意を大事にして、納得し合意をしたものから条例化していくべきです。

府下でも、議会基本条例を制定している市町村は増えております。近隣の南丹市、亀岡市でも制定されております。南丹市でも、亀岡市でも、全会一致を原則にして合意できた内容に基づいて議会基本条例は制定されたと聞いております。

提案されている議会基本条例の各条文ごとの内容について、合意できるもの、意見の相違があるもの、追加の条文が必要と考える事項など一つ一つに意見を述べることはしませんが、全議員と全会派の合意と納得のもとで議会基本条例が提案されていないことを指摘するものであります。

問題点の3つ目は、議会基本条例案作成を進め方、取組み方などから、議会基本条例に対する考え方などに大きな違いがあるのではないかと考えますが、今回のように、合意と納得が不十分な状況の中で、議会基本条例案は提案すべきではありません。

また、議会基本条例は、時間がないとの理由をもって見切り発車で行うべきではありません。議会基本条例の制定は、議員個々の議員活動、議会活動の基本となるべきものであり、全議員・全会派の合意と納得の上で提案し、全会一致で制定することが議会基本条例の趣旨であることを指摘するものです。

以上、３点について指摘するとともに、全議員の合意と納得のないままの議会基本条例案の提案は少数意見を尊重する議会制民主主義にも反することを厳しく指摘し、反対討論いたします。

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

ほかに討論はありませんか。

谷山君。

○６番（谷山眞智子君） 私は、町長の反問権を認める基本条例に反対します。

各課ごとに専門的な知識を持つ２００人余りの職員を持つ町長と秘書さえいない素人の議員が質問する内容では、議員の質問と町長の回答は質的に全く異なっているというべきものです。議員には町長の反問に答え切れるものではありません。論点の質を向上させるなど、議論の質を向上させるなど現実を無視した理想論に過ぎません。反問に対して自分の質問の趣旨を説明することさえおぼつかない事態になることは目に見えています。そもそも議員は行政について専門知識があることを前提に選挙されているのでありません。町民の声を議会に届けるため選出されているのです。声とは専門知識ではありません。そうでなくても町長与党の議会が常態化しています。議長は議会の多数派から選出される者が普通です。反問の必要性を判断する権限が議長にあれば、議長が与党の意向を汲んで議事を操作することも考えられます。

私が議員になってから主張した第三セクター等の特別委員会の設置案や町長倫理条例の調査請求権の問題など町長から十分な回答を得られたとは思っていません。自分に都合のよい質問には丁寧に答えるけれど、自分の気に入らない質問にはその趣旨さえ十分酌んで回答しているとは思われません。それが実態ではないでしょうか。町長の意に沿わない議員は反問でこてんぱにされ大恥をかく。そんな議会では、議員は萎縮して活発な議会とはならず、町長の思いのまま動く議会になってしまいます。反問権は議員に確保されるものです。基本条例は、本町のような田舎議会の現実を全く無視した理想論に過ぎない。

以上をもって私の反論といたします。

○議長（篠塚信太郎君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

坂本君。

○3番（坂本美智代君） 退席いたします。

○議長（篠塚信太郎君） 許可はしませんが、議員の判断で。

（坂本議員 退席）

（村山議員の発言あり）

○議長（篠塚信太郎君） 許可はしませんが、議員の判断をお願いします。

（村山議員 退席）

○議長（篠塚信太郎君） これより、発委第2号を採決します。

発委第2号 京丹波町議会基本条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（篠塚信太郎君） 挙手多数であります。

よって、発委第2号は、原案のとおり可決されました。

（坂本議員 着席）

（村山議員 着席）

《日程第12、閉会中の継続調査について》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第12、閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員会、総務文教常任委員会、産業建設常任委員会、福祉厚生常任委員会及び議会広報常任委員会の各委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をしました。

《日程第13、議員派遣の件》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第13、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

本件については、地方自治法第100条第13項及び京丹波町議会会議規則第128条の規定により、お手元に配付のとおり、議員を派遣することにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) ご異議なしと認めます。

よって、お手元に配付のとおり、議員を派遣することに決定しました。

以上で本日の議事日程並びに本定例会に付議された事件は全て議了しました。

よって、本日の会議を閉じ、令和元年第2回京丹波町議会定例会は、これをもって閉会します。

議員の皆様には、お疲れのところ大変ご苦労さまでございますが、この場において引き続き全員協議会を開催しますので、よろしくお願いを申し上げます。

閉会 午前11時08分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 篠塚 信太郎

〃 署名議員 山 田 均

〃 署名議員 山 下 靖 夫